

広島市告示第 2 3 1 号

令和 7 年 4 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所

主査	伊井	あや	主事	西本	有希
主事	葉柴	正悟	主事	栗栖	杏実
主事	新川	紘己	主事	谷本	理沙
主事	下馬場	もえ	主事	能宗	華
主事（シニア）	大磯	貢	主査	木元	幸
主事（シニア）	新庄	猛			

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 3 2 年広島市条例第 2 0 号）第 2 条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで